

# 審 査 基 準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日作成

法 令 名 : 島根県道路交通法施行細則
根 拠 条 項 : 第 6 条第 1 項第 3 号
処 分 の 概 要 : 通行禁止除外指定車標章の交付
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 島根県道路交通法施行細則第 6 条第 1 項第 3 号アからケまでに規定されている「使用中の車両」等とは、その規制の区域又は道路の区間で、現にそれぞれ規定する用務、目的で使用する車両をいう。 また、同号アの「やむを得ない理由」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公共性 (公益性) 及び必要性があると認められる場合をいう。
標 準 処 理 期 間 : 5 日以内 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 警察署交通課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部交通部交通規制課
備 考 :